

台湾の大学入学者選抜における特別措置に関する考察

南部 広孝・村田 裕佳・廖 于晴

はじめに

本稿は、台湾を対象にして、大学入学者選抜における特別措置の歴史的な展開を分析し、そうした特別な措置がとられる背景をふまえたうえでその展開がどのような特徴を示していると言えるのかを検討しようとするものである。

大学入学者選抜制度は、大学を中心とする高等教育に進学する者を選抜する制度であるが、各国における教育制度の類型や規模によってその機能や役割は異なる。模式的にとらえれば、複線型や分岐型の学校体系をもつ国においては、大学進学を目指す者は大学入学者選抜よりも前の学校段階ですでに何らかの絞り込みが行われて比較的均質であり、大学入学者の選抜はそこから大学教育を受けるのに十分な能力を有することを確認して進学を認める意味合いが強い。他方、単線型の特徴を備えた学校体系をもつ国においては、中等教育修了者が比較的多様な集団となるため、その中から大学教育を受けるのにふさわしい者を選び出す側面が強くなる。特に後者の場合には、高等教育の規模が拡大するにつれて進学者の多様性は高まることになるが、前者の場合であっても、高等教育の規模が拡大することで入学者として受け入れる学生には多様化傾向が生じ、そうした学生の多様化は選抜方法の多様化ももたらすことになる。

多くの国において、大学入学者の選抜にあたって、最も基本的な大学入学資格は後期中等教育修了資格を有することであり、選抜の主要な指標は学力である⁽¹⁾。複線型や分岐型の学校体系をもつ国では中等教育の成績を用いることも少なくないし、単線型の学校体系をもつ国であれば共通試験や大学ごとの個別試験などで学力が評価される。現在では、中等教育の成績と選抜のための学力試験を組み合わせる方法が採用されている国もある。そうした学力が、大学教育を受けるのに十分な能力があると認められる水準にあることを条件としている場合もあれば、多数の志願者の中から入学者を選抜するための指標としてのみ用いられる場合もあるが、いずれにしてもそうした学力を指標とすることは選抜の公平性を担保すると考えられている。

大学入学者選抜においては、そうした「公平な」選抜の実施を原則としつつ、同時に、特定のカテゴリーを対象に設定して特別な措置がとられることがある。諸外国においては、入学資格として言語要件や人種要件、宗教や性の要件などが設けられていることもあれば⁽²⁾、民族やカースト、性、出身地、入隊経験などを条件として特別の入学枠が設定されたり選抜の過程で優遇措置がとられたりしている。わが国では現在、帰国生徒（中国引揚者等生徒を含む）や社会人、また家庭環境、居住地域、国籍、性別等に関して多様な背景等を持った者について選抜

の工夫をすることが望ましいとされており⁽³⁾、近年では理工系の大学・学部で女子学生のみを対象とした入学枠が設けられてきている⁽⁴⁾。各国でとられているこうした特別な措置の中には、選抜における不公平さを解消したり縮小させたりすることを目的に行われているものもあれば、政治的な意図をもって特別のグループを処遇するために設定されているものもある。また、特別措置の形式には、特定のグループを対象にした入学枠を設定するものや、選抜の過程で加点したり優先合格にしたりするなど配慮を行うものなどがある。このように、特別な措置がとられる意図や対象、方法は多様である。大学入学者選抜が社会的に大きな関心事であり、そこには大学に対する社会的な期待や公平性や公正さに対する考え方もある程度考慮されているとすれば⁽⁵⁾、こうした特別な措置がいかなる意図からどのようなカテゴリーを対象にし、どのような方法を採用しているのかを検討することを通じて、当該社会において大学入学に対する公平性や公正さがどのように考えられているのかを明らかにすることができるのではない。

台湾は、1945年10月に中華民国への編入が宣言され、国民党による接收が進められたが、その過程で1947年には二二八事件が起き、1949年5月には戒厳令が施行されて、同年12月には中華民国中央政府が台北を臨時首都と定め、国民党中央党部も台北へ移転された。1950年以降は蒋介石総統（当時）の強力なリーダーシップにより、厳しい治安態勢を伴った権威主義的な体制が敷かれた。その後、1980年代からは政治改革の機運が高まり、民進党の結党（1986年）、戒厳令の解除（1987年）、「報禁」（新規新聞発行禁止）の解除（1988年）などが行われ、民主化が進められた。1996年には初めての総統直接選挙が実施され、2000年には民進党の公認候補であった陳水扁が総統に当選して政権交代が実現している。また、台湾社会の文化的多元性を認めることで、統合の理念も国民党が従来推し進めてきた中国ナショナリズムから多文化主義的なものへと変化した。この変化は、社会における多様なグループに目を向け、社会的に不利な状況に配慮しようとする動きにもつながった。あわせて、従来の中央政府に権限を集中させる体制が見直され、大学の管理運営を含む、様々な分野で権限の下方移譲や規制緩和が進められた。こうした台湾の歴史的な経緯は大学入学者選抜における特別な措置の対象や種類の方に影響を及ぼすと考えられることから、台湾を研究対象として取り上げることにした。

台湾の大学入学者選抜制度に関する先行研究としては、石井（2020年）、陳（2010年）、南部（2007年、2008年、2016年）、日暮・石井（2015年）、劉（2008年）など比較的多くある⁽⁶⁾。これらには国際比較の枠組みの中で台湾を取り上げているものも含まれているが、多くは主として1990年代半ば以降の制度改革を取り上げて、多様化や学力担保の観点から選抜方法が分析されている。その中で特別措置に言及されることはあっても、紹介にとどまることが多く、主たる検討の対象にはなっていない。これに対して、台湾の大学入学者選抜における特別措置を主たる対象とした研究として小川（2017年）がある⁽⁷⁾。この研究では、格差是正措置＝社会的弱者のための措置として捉えており、そうした格差是正措置の検討を通じて公正さの内実を解明することを目的として、主として原住民に対する特別措置が検討されている。また、羅（2007年）では、中国と台湾の加点政策の比較を通じて特別措置の検討が行われている⁽⁸⁾。一方、1954年から1997年までの台湾における大学入学者選抜について歴史的に整理、分析している丘（1998年）は、特別措置についての言及も多く含んでおり⁽⁹⁾、本稿の視点からみて非常に重要な先行研究の1つではあるが、1990年代後半以降の大学入学者選抜制度改革に伴う動向までは

含まれておらず、近年までの状況を総合的に把握することができない。

以上をふまえて、本稿は、台湾の大学入学者選抜制度及びその制度で採用された特別措置の歴史的展開を分析し、特別措置がとられる背景をふまえたうえでその展開がどのような特徴を示しているのかを明らかにすることを目的とする。以下では、まず、1940年代後半以降今日までの大学入学者選抜制度の変遷を整理する（第1節）。続いて、現在までを5つの時期に区分してそれぞれの時期にどのような特別措置がとられていたのかを具体的に整理する（第2節）。上述した特別措置の多様性や台湾における大学の管理運営の権限の変遷をふまえ、それぞれの時期にとられた措置について、教育的な観点からの措置なのか、それとも政治的・経済的な観点から設けられている措置なのかという視点と、政府によって統一的に決められた措置なのか、それとも各大学にも選択・決定の権限がある措置なのかという視点から整理を行う。あわせて、特別な定員枠の設置なのか、加点制なのかといった、措置の形式にも注目する。そして最後に、特別措置の歴史的展開を俯瞰的にとらえつつ、それが示す特徴について考察を行う（第3節）。格差は正などに限られない多様な観点からとられている特別措置に広く目配りをしてその全体像を明らかにし、その変遷を台湾の体制や社会状況などと絡めて検討することで、台湾における特別措置の展開の特徴を描き出すとともに、大学入学者選抜における特別措置をとらえるための知見を得ることができると考える。主な研究手法は文献調査である。

なお、台湾では、法規の中で一般の受験者とは異なる入学方式が規定されている受験者または学生は「特種生」という語を用いて表される⁽¹⁰⁾。その中には、公正性や格差是正の観点から配慮の対象になっている者だけでなく、それ以外の意図、例えば政治的・経済的な観点から特別な扱いとなっている者など、多様な対象が含まれる。本稿で特別措置というときには、そうした多様な「特種生」に対してとられている措置を広く含むものとして用いている。

1. 大学入学者選抜制度の変遷

まず、台湾における大学入学者選抜制度の変遷を整理する。

台湾では、1953年までは、高等教育機関の数が少なかったこともあり、機関ごとに個別に学生募集が行われた。国民党政府は、台湾に移転する以前の1937年から、一部の大学が連合して新入生募集を実施する方式を導入したが、1941年には停止された⁽¹¹⁾。したがって、1945年以降は台湾でも同様に機関ごとの学生募集を行う仕組みがとられた。

1954年からは入学者の連合募集（原語は「聯合招生」）が実施され、連合大学入学試験（原語は「聯考」）が行われるようになった。同年に連合募集に参加したのは国立台湾大学、省立師範学院、省立農学院、省立工学院の4校で、連合募集委員会を設立して台北、台中、台南の3つの地区で試験を実施した。そして、連合募集委員会が各校の合格者を決定した。一方、私立大学や専科学校などは個別に学生募集を行った。1955年には国立政治大学が、また1956年には多くの私立大学や専科学校、軍事高等教育機関がさらに連合募集に加わったが、1958年には軍事高等教育機関がそこから離脱し、専科学校は1962年にいったん連合募集を取りやめた後、1963年からは専科学校のみでの連合募集を始めるなど、連合募集の形式を模索する動きが続いた。1976年には教育部が大学入学試験委員会を設置し、連合募集は公的な仕組みとなった⁽¹²⁾。

連合募集では、基本的には専門分野と受験科目によって募集単位が3つないし4つのグルー

ブに分けられ、それぞれ規定された科目が課された。例えば、1956年から1965年にかけては、1958年を除いて、甲組（理、工、医薬系）、乙組（文、法、商、教育系）、丙組（農学、生物系）に分けられ、国文、英文、三民主義が共通科目とされるとともに、組ごとにその他の試験科目が定められた。1966年以降は、従来の乙組が2つに分けられ4つのグループ編成となった⁽¹³⁾。1984年には、連合募集制度の見直しが行われ、大学入学試験センターから提出された「大学入学制度改革建議書」などに基づき改革が行われた⁽¹⁴⁾。それにより、募集単位が10のグループに細分化され、大学の要求と受験者の興味関心を結びつけることを意図して、受験者が事前に公表された合格基準や傾斜配点を参考にしながら試験実施後に志望先を決めて出願し、その後統一的に合格者を決定する方式が導入された⁽¹⁵⁾。

1990年代に入ると、改めて連合募集方式の検討が行われた。1992年に大学入学試験センターから出された報告書『我国大学入学制度改革建議書—大学多元入学方案』では、連合募集方式の長所と短所が整理された。そこでは、長所として学力水準や公平性の維持、学生や大学の負担の軽減などが示される一方、短所として大学の個性的で主体的な発展の抑制や、後期中等教育の歪曲、学生の希望と進路のミスマッチなどが挙げられた⁽¹⁶⁾。このような認識をふまえて、特に短所として挙げられた点の改善を目的として1990年代半ばに大きく2つの改革が行われた。1つは、大学教育を受けるのに必要な能力を備えているかどうかを検査する学科能力テスト（原語は「学科能力測驗」）が新たに導入されたことである。それをふまえて、2002年には「大学多元入学新方案」と呼ばれる選抜方法が導入されて、連合大学入学試験が廃止され、大学入学試験センターによる2つの統一的な学力試験（学科能力テスト、指定科目試験）によって選抜する方式（試験分配入学（原語は「考試分發入学」）制）が実施されるようになった⁽¹⁷⁾。

1990年代に行われたもう1つの改革は、学力試験のみに焦点を当てた受験教育の是正や、自らの能力・適性・興味などに基づいた進学先の決定への方向づけを意図して、推薦入学（原語は「推薦甄選」）制度と「申請入学」制度が導入されたことである。推薦入学は、特別な才能を有する者や学業成績が優秀な者を学校が推薦し、選抜を通じて入学者を決定する方法であり、後者の「申請入学」は、学校の推薦が必要とされず、受験者個人が学科能力テストの結果と高級中学の学業成績に基づいて、志望する大学に入学を申請する方法である。どちらの選抜方法でも、学科能力テストの成績とともに、各大学・募集単位によって実施される選抜方法、具体的には口述試験・面接試験、提出資料の審査、個別の学科試験などの成績が用いられた⁽¹⁸⁾。2004年になると、推薦入学と「申請入学」は選抜入学制（原語は「甄選入学制」）としてまとめられるとともに、推薦入学が学校推薦、「申請入学」が「個人申請」と改められて、統一的に実施されることになった。なお、「個人申請」は2022年から名称が再び「申請入学」に戻されている。

さらに、2007年からは「繁星計画」（原語は「繁星計畫」）という選抜方法が導入された。この選抜方法では、各大学があらかじめ定めた学科能力テストの基準を満たしていることを前提として、高級中学在学（1年次、2年次）時の相対的順位の高い者から合格とされる。この選抜方法を導入することによって、有名大学の入学者が特定的高级中学に偏っている現状を改め、学生の出身に関して都市部と地方の格差を縮小させ、高級中学教育を正常なものにし、限られた有名進学校への集中をなくすことができるようになり、それらを通じて高級中学が地域社会に根ざすものになることが目指された⁽¹⁹⁾。この「繁星計画」は2011年度から上記の学校推薦と

あわせて「繁星推薦」となった。具体的には、各大学が高級中学在学時の平均学業成績に対する基準を設定するとともに、各募集単位が学科能力テストの成績に対する基準を設定する。これらの基準を満たした者は在籍する学校を通じて推薦を受け、各募集単位が定めた項目にしたがって順位づけがなされ、合格者が決定されることになった⁽²⁰⁾。

1990年代後半以降新たに導入された、推薦入学（学校推薦）や「申請入学」（「個人申請」）、「繁星計画」（「繁星推薦」）といった選抜方法は、共通試験である学科能力テストを用いるものの、その試験成績の利用方法をはじめ、それと組み合わせる選抜の項目や配点比率などは大学・募集単位ごとに決定され、試験等は各大学・募集単位で行われる。このように、従来の共通試験に基づく連合募集方式に比べて個別大学・募集単位の権限が大きい選抜方法が導入された背景として、1990年代以降における大学の自主権の拡大の動きがある。1980年代後半から開放的で多元的な高等教育政策が求められ、1994年の「大学法」改正を中心に、大学により大きな自主権が与えられた⁽²¹⁾。こうした動きの中で、学生募集に関してもより大きな権限が大学や募集単位に与えられ、それを実体化する選抜方法が導入されたのである。

このほか、「特別人材選抜」（原語は「特殊選才」と呼ばれる選抜方法が2015年に試行され、2018年から小規模ながら正式な入学ルートになっている。これは、後述するように、特定の専門分野や芸術面などで非常に優れた能力がある者をはじめ多様なグループを対象に、各大学が書類審査や面接、あるいは筆記試験などにより合格者を決定するものである⁽²²⁾。

このように、台湾では、当初の個別大学による学生募集方式から1954年に連合募集方式へと転換し、それ以降1990年代半ばにかけては連合大学入学試験に基づく統一的な仕組みによる学生募集が行われた。この間、1976年には教育部が大学入学試験委員会を設置し、この仕組みは公的な性格をもつものとなった。こうした統一的な仕組みでは共通学力試験の成績に基づく選抜が主流となっていたが、1980年代そして1990年代には連合募集方式の再検討が行われ、学力試験の改革と同時に、学力試験成績とともに口述試験・面接試験、提出資料の審査、個別の学科試験など多様な指標を用いて、各大学・募集単位で個別に選抜を行う方法が導入されるようになった。その後今日まで、学力筆記試験を核とする「試験分配入学」を通じて大学に入学する者の比率は低下傾向が見られる。「試験分配入学」制が導入された2002年には、「試験分配入学」の合格者（78,562人）は合格者総数（100,207人）の78.4%を占めていたが⁽²³⁾、2022年には、「試験分配入学」の合格者（25,028人）は合格者総数（91,431人）の27.4%にとどまり、「個人申請」の合格者（46,875人）が合格者総数の過半数（51.3%）を占めるまでになった⁽²⁴⁾。このことは、台湾における大学入学選抜において、政府によって設定された全体的な枠組みの中で、個別大学・募集単位の権限がより大きくなっていることを示している。

2. 特別措置の歴史的な展開

続いて、台湾の大学入学選抜において民族、職業、個人の属性や能力などに基づいたグループに対して設けられた特別な措置について整理する。それぞれのグループに対して設けられる措置には、例えば原住民の権利運動のような個々の文脈の影響を受けて生じたものと、大学入学選抜の改革や特別な措置全体の見直しといった共通する文脈の影響を受けて生じたものの双方が見られる。整理にあたっては、特別な措置全体に影響を与えた背景に着目して、移転

期（1949 年から 1950 年代前半まで）、定着期（1950 年代後半から 1980 年代前半まで）、第一修正期（1980 年代後半から 1990 年代前半まで）、第二修正期（1990 年代後半から 2010 年代前半まで）、発展期（2010 年代後半から現在まで）という 5 つの時期を設定する。そして、それぞれの時期にとられた措置について、個々のニーズや背景、能力を適切に評価して対応するという教育的な観点からの措置なのか、それとも国家の発展や統一、経済の発展に資するという政治的・経済的な観点から設けられる措置なのかという視点と、政府によって統一的に決められた措置なのか、それとも各大学にも選択・決定権がある措置なのかという視点から整理を行う。

2-1. 移転期

1949 年から 1950 年代前半までの時期（移転期）は、中華民国時期の教育制度が台湾に移植された時期である⁽²⁵⁾。大学入学者選抜における特別措置についても、中華民国時期の政治意識を延長する形で、僑生、蒙藏生、山地生、退役軍人に対する措置が設けられた。

（1）僑生

僑生については、中華民国に華僑の心を惹きつけ、中華民国の国民として教育するという観点から、1910 年代頃から進学や就学に関する措置が設けられていた⁽²⁶⁾。その後、中華民国中央政府が台湾に移転すると、アメリカによる支援を受けながら、大陸中国を支配する共産党から引き離し、中華民国政府に引きつけようとする目的から僑生に対する特別措置が早い段階から整備された⁽²⁷⁾。1951 年の「華僑學生保送來臺升學辦法」では、僑生は推薦入学を申請することができると定められ、台湾の各大学の定員や、各自の成績・志願先に基づいて割り振られることとなった⁽²⁸⁾。

（2）蒙藏生

中華民国の時期から、モンゴルやチベットなど言語や文化に特殊性のある地方の学生を邊疆生とし、そうした学生の進学に対して特別な措置が設けられており、例えば 1947 年の「邊疆學生待遇辦法」では邊疆生は推薦入学が可能であるとされていた⁽²⁹⁾。しかし、同時に望ましくないとみなした少数民族の文化等については同化的措置がとられたことから⁽³⁰⁾、これは配慮としての措置というよりも、懐柔措置として機能していた。中央政府が台湾に移転した後も、大陸から台湾に進学しようとする蒙藏生が補助を要請したことを受けて、1950 年に教育部が進学の補助を与え⁽³¹⁾、邊疆生に対する措置が台湾でも引き続き行われることとなった。

（3）山地生

台湾における原住民族についても、蒙藏生と同様に邊疆生という意識のもとに組み込まれ、特別な措置が設けられた。中華民国の時期に設けられた邊疆教育政策を参照する形で山地生に対する措置が始められ⁽³²⁾、1951 年に教育部によって「改進山地教育實施方案」が出され、優秀な山地生を公費によって補助し、進学を奨励すると同時に、遅れているとみなした文化を是正しようとする措置が出された⁽³³⁾。1953 年には、教育部が国立台湾大学に対して、邊疆生及び山地生については前年の一般の合格基準を下げ、総成績 150 点で合格とするように命じており⁽³⁴⁾、原住民族は邊疆生と同じく特別措置が設けられるようになった。

（4）退役軍人

中華民国政府は日中戦争が勃発した時期から、戦争地域において教育を維持したり、戦地か

ら青年を引き上げ、就業や就学を補助したりすることによって、青年が敵に利用されることを防ぎ、教育や訓練を継続する機会を保障する政策を行っていた⁽³⁵⁾。これらの措置の延長として、軍人の忠誠を奨励するとともに、引き上げた後に青年があてもなくさまようことのないようにするという目的から、1953年に教育部によって、就業機会を保障するとともに進学の意思のあるものに対しては進学機会を保障することが行われた⁽³⁶⁾。こうした措置には、反共のために戦い、身を尽くした青年に対する奨励⁽³⁷⁾としての側面と、軍人や退役軍人からの求心力を高め、失業した軍人たちによる反乱を防ぐため側面があったと考えられる。

2-2. 定着期

1950年代半ばからは、台湾において教育制度が発展するとともに、権威主義体制の安定を図るために措置が新たに拡大される時期である。権威主義体制では、体制エリートと反体制になりうる勢力の双方に対して一定の権力を与えることで体制の安定を図ろうとしたとされている⁽³⁸⁾。この時期には、1954年に大学入学者選抜での連合募集方式が導入され、その中で政府によって、体制側のエリート的な立場である退役軍人や外交人員子女、政治的に台湾に惹きつける必要のある港澳生や匪區來臺学生に対して特別な措置がとられた。また、体育の普及及び国際的威信の発揚のために運動績優生（運動優秀生）に対する措置を設けたり、配慮が必要な障がい者に対する特別措置も設けられたりするようになった。以下では、僑生、港澳生、邊疆生、山地生、退役軍人、匪區來臺学生（大陸地区学生）、外交人員等の子女、運動績優生、障がい者に対する措置についてそれぞれ整理する。

（1）僑生

僑生に対する措置は、政治的な意図から続けられ、1958年の「僑生回國升學及輔導實施要點」では、移転期から設けられていた推薦入学に加えて、統一の大学入学試験に参加する際に加點措置が設けられることが定められた⁽³⁹⁾。特別措置を設けて受け入れてきた僑生の学力が問題視されたものの、反共を目的とするアメリカによる僑教授助計画のもとで、僑生を受け入れる各大学に経済的な補助が与えられ、措置が継続された⁽⁴⁰⁾。

アメリカの僑教授助計画は1960年に停止したものの、華僑を共産党から引き離し、中華民国に惹きつけるという意図から、僑生に対する措置は修正を加えられながら続けられた。1961年の文化・教育・科学会議では華僑を徹底して奪取する政策を進め、僑生の帰国進学の方法を改善して可能な限り便利であるようにするとともに、僑生教育政策を改善し、各地の実態に即して区別することが掲げられた⁽⁴¹⁾。具体的には、1964年から、日本、韓国、フィリピンなど僑生の多い地域では僑生を一定程度選抜する学科試験を段階的に導入し、ヨーロッパなど僑生の少ない地域では従来通り試験を設けずに推薦入学を行うことが定められ⁽⁴²⁾、僑生の学力について一定の担保をしようとした。

（2）港澳生

台湾以外の地域の中でも特に香港・マカオの学生は港澳生として区分けされ、1954年に「港澳學生來臺就學辦法」が定められて、香港における入学者選抜の成績が台湾においても活用できるようにするなど、台湾での進学ルートが整備された⁽⁴³⁾。また、「港澳各高級中學保送成績優良畢業生來臺升學辦法」が定められ、優秀な港澳生について推薦入学のルートが設けられた⁽⁴⁴⁾。

さらに、1983年には、港澳地区に5年以上住む学生で台湾へ進学しようとする者に対して統一試験の合格ラインを10%引き下げるという特別措置が設けられた⁽⁴⁵⁾。

(3) 蒙藏生

定着期においては、様々な少数民族に対する措置は、蒙藏生を中心に展開された。反共意識とともに、大陸の支配を回復し、モンゴルやチベット地域の開発を進めるためにも蒙藏人材を蓄える必要があるという意識のもとで⁽⁴⁶⁾、蒙藏生に対する措置が整備された。

1955年に出された「蒙藏學生在臺求學臨時辦法」では、大陸の蒙藏生が台湾に来て進学する際には推薦入学を認めることや合格ラインを25%引き下げることが定められた⁽⁴⁷⁾。1965年の「輔導海外蒙藏學生回國升學辦法」では、蒙藏生の海外における学歴等をふまえて教育部によって各機関に分配されることが定められ⁽⁴⁸⁾、1972年には「蒙藏學生在臺升學臨時辦法」において、台湾の学校を卒業した蒙藏生に対する推薦入学の方法も設けられた⁽⁴⁹⁾。

(4) その他の少数民族(山地生・新疆生・雲南邊族生)

その他の少数民族については、蒙藏生に対する措置を参照する形で措置が設けられた。1957年には、教育部によって蒙藏生、新疆生及び台湾省山地生に対して合格ラインを25%引き下げることが命じられた⁽⁵⁰⁾。また、台湾で進学しようとする大陸の少数民族の要望に応える形で、1966年には雲南邊族生にも措置の対象が拡大された⁽⁵¹⁾。こうした措置では、少数民族との格差を是正するという目的を掲げつつも、引き続き「遅れている」とみなされた文化に対しては主流社会に同化を求めながら懐柔する側面が見られた。すなわち、他の少数民族に対して行われる特別な措置は、同化政策を通じた政治的安定を目的に設けられたと考えることができる。

(5) 退役軍人

退役軍人については、移転期からの措置が継続された。退役軍人の權益の1つとして、1956年には就学や進学を希望する退役軍人に対して統一の大学入学試験への参加資格を緩和するとともに、合格ラインの25%の引き下げが行われた⁽⁵²⁾。加えて1958年には、義務である兵役を満退役した者が連合試験に参加する際にも合格ラインを10%引き下げるように定められるなど⁽⁵³⁾、優遇対象が拡大した。

(6) 匪區來臺學生

大陸の学生が中国大陸における共産党の「迫害」から逃れ、台湾に「帰る」ことは重要な政策であるとみなされ⁽⁵⁴⁾、大学入学者選抜においても特別な措置が設けられた。1959年に「匪區來臺學生處理暨輔導就學辦法」が出され、進学の際には配慮して寛大に合格とすることが定められ、実際の処理の際には合格ラインを25%引き下げる配慮が行われた⁽⁵⁵⁾。

(7) 外交人員等の子女

この時期には、政府業務に従事する外交人員の子女に対しても特別な措置が設けられるようになった。1957年に教育部は連合募集委員会に対して、在外大使館人員の子女の多くが現地の華僑学校や外国学校に通っていることから、僑生に設けられた優遇方法を参考にしてそうした子女を取り扱うよう命じた⁽⁵⁶⁾。1964年に外交部の人員の子女を主な対象とした「外交人員子女返國就學辦法」が定められると、1965年には、外交部以外の政府機関に勤め、国外に派遣された人員の子どもを対象とした「派往國外工作人員子女回國入學辦法」が定められた⁽⁵⁷⁾。

（８）運動績優生

中央政府が台湾に移転して以降、中華民国時代に設けられていた国民体育委員会はほとんど停止状態にあったが、1961年に学校体育の推進という観点から国民体育委員会の活動が再開された⁽⁵⁸⁾。それに伴い、運動績優生に対する措置も1960年代から徐々設けられるようになった。

1966年には、学校体育の実施や体育運動を推進する雰囲気を醸成するために、教育部によって「各公私立中等學校體育成績優秀學生保送辦法」が設けられ、運動成績の優秀な学生が推薦を受けて各大学の体育学系に分配されるようにされた⁽⁵⁹⁾。1968年には行政院から「發展全民體育、培養優秀運動人才實施方案」が出され、国民の健康の促進のために体育をすべての人に普及するとともに、その中で優秀な人材を育て、国際的なスポーツ大会に参加することによって、国家のために荣誉を勝ち取ることが目指され、そのために推薦入学の拡大が盛り込まれた⁽⁶⁰⁾。また、国際大会での台湾選手の優勝を受けて、1975年には運動績優生に対して一般の大学・学系への進学においても合格ラインを引き下げる措置が設けられるようになった⁽⁶¹⁾。

このように、1960年代から開始された運動績優生に対する措置は国家的な戦略の中に組み込まれ、運動の優秀な人員の育成のために進学における特別措置が拡大された。

（９）障がい者

障がい者に対する措置については、1963年に「盲聾學生升學大專校院保送制度」が設けられたことで、成績が優秀な、視覚や聴覚に障がいのある者に対して入学試験を免除する形で進学のルートが確保されるとともに、その後1968年にはそれが「盲聾學生升學大專校院甄試制度」に修正され、視覚や聴覚に障がいのある者のための進学試験が設けられた⁽⁶²⁾。これらの措置は、視覚や聴覚に障がいのある者の進学機会の確保という目的で進められたものの⁽⁶³⁾、対象が視覚や聴覚の障がいに限定されており、他の障がいがある者に対する措置は設けられなかった。

2-3. 第一修正期

続いて、1980年代後半から1990年代前半にかけての時期（第一修正期）における取り組みを確認する。1987年に戒嚴令が解除されると、民間から教育の制度や政策に対する意見が表出されやすくなり、民間の教育団体による教育改革運動なども生じた。特に、1989年には僑生に対する特別措置を中心に、大学入学者選抜における特別措置に対する民間団体の抗議が見られるようになった⁽⁶⁴⁾。そこで、各グループに対して設けられていた特別措置は教育部によって一斉に見直され、合格ラインの引き下げではなく総点の加点へと措置の内容を変更したり、形式的な平等ではなく各グループの特性をふまえて調整したりすることなどを基本方針として、各関連部署と協力しながら調整されることとなった⁽⁶⁵⁾。

（１）僑生・港澳生

抗議の中心的な対象となった僑生については、教育部によって「僑生港澳生回國升學優待改進方案」が出され、1990学年度から僑生の比率を低下させ、人気の専門分野や国立台湾大学などの特定の大学に集中しないように調整することが示された⁽⁶⁶⁾。また、合格ラインの引き下げではなく加点措置とするように変更することに加えて、身分認定を厳しくすることも示され、港澳学生は1990年に、僑生は1991年から、当該地域での連続居住期間の条件を5年から8年に引き上げることが定められた⁽⁶⁷⁾。さらに、港澳生は1992年に两岸関係の条約が締結された

ことによって、統一試験における加点措置が取り消された⁽⁶⁸⁾。

他方で、1980年代後半から華僑に関する業務は、文化の伝播の側面と世界各地の華僑華人がもつ経済的なパワーの側面から重視され、さらに中国大陆との関係改善や国際社会における立場改善と結びつけられたため⁽⁶⁹⁾、僑生や港澳生に対する独自の入学者選抜方式は維持された。

(2) 原住民族生

1989年の民間団体への抗議は民族グループに対する措置の見直しにも波及したが、同時に1980年代から行われていた原住民族運動の影響を受けたことにより、原住民族生への措置はそれほど縮小されなかった。

それまで蒙藏生などの邊疆生を参照する形で特別措置が設けられていた山地生については、1987年に特別措置を独立して定めた「臺灣地區山地族籍學生升學優待辦法」が出され、その中で、合格ラインを25%引き下げることが明記された⁽⁷⁰⁾。1989年に民間団体による抗議運動があったものの、山地生に対する措置に関する調整は行われず、原住民族運動の進展に伴って1995年には山地生の名称が原住民族生に改められた⁽⁷¹⁾。このことは、この措置が、格差は正や文化を保存するための措置として従来通り国家的な政策ではあるものの、社会包摂的な観点が取り入れられた措置としてみなされるようになったことを示している。

(3) 蒙藏生

蒙藏生については、蒙藏委員会によって蒙藏族の文化保存の観点から措置が必要であるという主張がなされたため、大学入学者選抜における特別な措置自体は加点措置に変更され、残された⁽⁷²⁾。ただし、1992年からは「蒙藏學生在臺升學臨時辦法」が修正され、モンゴル語の試験に合格した者のみが加点措置を受けられるように改訂された⁽⁷³⁾。つまり、蒙藏生に対する措置は、これまで措置を支えていた政治的な目的から、文化の保存という目的に変容したうえで、措置の維持が認められたと考えられる。

(4) その他の少数民族

他方、中華民国期の政策を基盤に行われていた新疆生などの邊疆生に対する措置はこの時期に取り消されることとなった。1990年に、教育部によって、台湾移転から数十年経過し、多くの学生が台湾で生まれ育っていることをふまえると以前のような優遇措置を受けることは適切ではないという認識が示され⁽⁷⁴⁾、1994年に公平性の観点から特別措置は取り消された。

(5) 退役軍人

退役軍人への措置については、退役軍人の権益保護や国家安全の確保、退役軍人からの反発を防ぐために引き続き必要であると国防部などから意見が出されたことを受け、維持された。そのうえで、服役期間が5年以上の退役軍人に対しては総点に対して25%の加点、2年以上5年未満の場合は総点に対して8%の加点へと修正された⁽⁷⁵⁾。

(6) 匪區來臺學生

匪區來臺學生に対する特別な措置は民間団体の抗議の影響を受けて修正が検討されたものの、1990年に教育部によって、大陸の学歴の認定方法が定められた後に修正する予定であることが示された⁽⁷⁶⁾。

(7) 外交人員等の子女

1989年に民間団体による抗議があったものの、外交人員子女への措置については、教育部に

よって帰国後の適応期間には配慮が必要であるとして、措置自体は保持され、帰国してからの期間に応じて、半年以内ならば総点の 25%、1 年以内ならば総点の 20%、2 年以内ならば総点の 15%、3 年以内ならば総点の 10%の加点措置を設けるように修正された⁽⁷⁷⁾。このように、外交人員に対する措置は、その必要性が再確認されたうえで、配慮を必要とする理由に合わせる形で措置の設定が細分化された。

(8) 運動績優生

運動績優生への措置については、社会からの批判を受けていることを考慮して、統一大学入学試験で優遇措置を受ける運動績優生がそれほどいないことを理由に、1992 年に教育部によって合格ラインの引き下げ措置が取り消された⁽⁷⁸⁾。しかし、推薦入学などの個別の入学選抜方法については残された。

(9) 障がい者

障がい者に対して設けられた措置は、民間団体による抗議には大きく影響されなかった。むしろ、1980 年代末から盛んに行われた障がい者団体や教育部による働きかけに影響を受け、措置の対象が拡大されるようになった⁽⁷⁹⁾。1980 年代末から大部分の大学や募集単位における障がい者の除外が解消されるようになり、1990 年代以降は肢体障がいなどの障がい者についても特別な措置が設けられ始めるようになるなど⁽⁸⁰⁾、措置の対象が拡大した。

2-4. 第二修正期

ここでは、民主化の動きや様々な民間運動の影響を受けて再編された特別措置が、1990 年代後半から 2010 年代前半までの時期（第二修正期）にどのように展開したのかについて確認する。2000 年代以降、原住民族などに対する合格ラインの引き下げへの抗議が生じ、2005 年には「教育部特種生加分優待法規共同處理原則」が出され、特別な措置を設ける際には共通して追加定員を設置して合格とすることなど、一般学生の選抜に影響しない形で特別な措置が設けられるようになった⁽⁸¹⁾。この時期はまた、1950 年代から設けられていた特別措置が引き続き公平性の観点から見直されるとともに、措置が新たなグループに拡大した時期でもある。

(1) 僑生・港澳生

僑生や港澳生に対する措置は引き続き政治的・経済的に重要なものとみなされたため、1989 年の民間団体の抗議を受けて統一の大学入学試験における措置は修正されたものの、依然として加点措置が設けられていた。また、従来から設けられていた独自の試験については、大学入学選抜における各大学の権限が拡大されたことを受けて、僑務委員会を中心に試験実施と分配がなされていた形式から、1995 年に各大学によって海外僑生港澳生連合学生募集委員会（原語は「大學（僑大先修班）海外僑生（港澳生）聯合招生委員會」）が組織され、僑生及び港澳生、海外蒙藏生を対象とした連合試験が行われるようになった⁽⁸²⁾。さらに、1995 年には、人気の専門分野や特定の大学に僑生が集中することへの反発を防ぐ形で、僑生を集中的に受け入れる大学として国立暨南国際大学が設立された⁽⁸³⁾。

また、これらの特別な措置は、少子化や国際化の進展と重なり 2000 年代以降も拡大された。2008 年の「萬馬奔騰計畫」には留学の推進とともに僑生の募集の拡大が掲げられ⁽⁸⁴⁾、2011 年に出された「高等教育輸出－擴大招收境外學生行動計畫」でも、僑生の積極的な受け入れが謳わ

れた⁽⁸⁵⁾。2012年にはそれらの政策を受けて、海外僑生港澳生連合学生募集委員会による連合試験による従来の分配に加え、連合学生募集委員会を通した「個人申請」や各大学による僑生の単独募集が開放された⁽⁸⁶⁾。2017年には、僑生の定員に関する規定を緩め、大学が定員確保するために僑生の定員を拡大させる必要がある場合は、質のコントロールや支援措置に関する計画書を含めた増員計画を提出し、認可を受ければ、定員の10%として定められている追加定員を超えることができることが定められた⁽⁸⁷⁾。

（２）陸生

1997年に「大陸地區學歷檢覈及採認辦法」によって大陸における学歴の認定に関する事柄が定められたことに合わせ、匪區來臺學生に対する特別な措置は廃止された⁽⁸⁸⁾。しかし、兩岸関係の改善促進及び台湾における少子化や高等教育資源の過剰への対応のために、2011年には私立大学では学士課程から博士課程まで、国立大学では碩士・博士課程のみが中国大陆の学生に開放され、独自の入学者選抜方法が設けられるようになった⁽⁸⁹⁾。独自の入学選抜方法については、各大学から構成される連合募集委員会が組織され、陸生の学生募集の方法等が委員会によって定められるようになった⁽⁹⁰⁾。さらに、2014年には国立大学の学士課程でも各大学が追加定員で5名まで受け入れ可能であるとされ、受け入れが拡大された⁽⁹¹⁾。

このように、大陸出身者に対する特別な措置は、一度は廃止されたものの、僑生や港澳生と同様に政治的な目的から必要であるとみなされたことで、再び設けられている。

（３）原住民族生

1990年代後半以降も、原住民族運動の高まりから、原住民族に対する特別な措置は拡大し続けた。原住民族生を集中的に受け入れるために、教育部などによって2000年に国立東華大学に原住民族学院が設立されるなど、原住民族の進学機会の保障が積極的に行われた。また、統一試験内における加点措置については、原住民族の言語保存政策と結びつき、2006年から文化、言語能力証明の有無によって加点の度合いは異なるものとし、さらに証明のない者に対する加点度合いが段階的に減少されることが定められたが⁽⁹²⁾、統一の大学入学試験における原住民族に対する特別な措置はそのまま教育部によって維持され続けた。

さらに、大学入学者選抜の多様化に伴って、「試験分配入学」制以外の入学者選抜方法においても積極的に優遇措置が設けられるようになった。入学者選抜の多元化に合わせ、2001年に「原住民族生升學優待及原住民公費留學辦法」が修正され、各大学の資源の状況や地域特性を考慮して、学生募集で定員の1%を限度に追加定員を設けて原住民学生を募集することができるといった措置が新たに盛り込まれ、各大学が設定できる範囲が拡大した⁽⁹³⁾。また、2007年度に始められた「繁星計画」では、原住民の議員が教育部に「繁星計画」においても原住民族の進学が保障されるようにするよう働きかけたことを受けて、2010年度より各大学において少なくとも1つの学系で原住民に対して1名の追加枠が設けられ⁽⁹⁴⁾、制度が改革された2011年度以降は「繁星推薦」においてそれぞれの大学が原住民のための追加枠を設定している。

（４）蒙藏生

蒙藏生については、措置自体は残されものの、原住民族のような多様な選抜において積極的に考慮する動きは見られない。また、蒙藏生の人数が減少する状況にある。こうした措置について、教育部は、人数が少なくても少数民族の権利の尊重は必要であるとしている⁽⁹⁵⁾。しかし、

2017年には、中華民国時代から継続していたかつての認識を改めて合理的に行政組織を再編するという観点から蒙藏委員会が解体され⁽⁹⁶⁾、海外から台湾に来て進学する蒙藏生への特別措置を定めた「蒙藏委員會輔導海外蒙藏學生回國升學辦法」は廃止された。

(5) 退役軍人

退役軍人への措置については安定的に維持された。統一の大学入学試験内における退役軍人に対する加点措置には軍人志願者を惹きつける効果があると考えられており⁽⁹⁷⁾、軍人の確保という観点から現在まで継続的に維持されている。また、2000年代の大学入学者選抜の多様化により、2004年の法改正において退役軍人が「試験分配入学」制以外に参加する場合は各大学によって配慮することが定められた⁽⁹⁸⁾。しかし、明示的に退役軍人に対して何らかの特別な措置を設けている大学はほとんど確認できず、統一の大学入学試験における加点措置が中心的な措置であると考えられる。

(6) 外交人員等の子女

公務等によって国外に派遣される人員の子女に関する措置は、若干の修正が加えられたものの、維持された。2005年には退役軍人などと同様に大学入学者選抜の多様化によって統一試験以外に参加する場合は各大学によって配慮されることが定められたが⁽⁹⁹⁾、各大学で明示的に配慮している場合は少なく、統一の大学入学試験内での特別措置が主な措置となっている。

(7) 運動績優生

運動績優生に対する、推薦入学や推薦による試験免除入学などの独自の入学方式は継続して設けられていた。また、各大学が学生募集の権限を持つようになったことによって、各大学で運動績優生を対象とした単独募集を実施することが可能となり、スポーツ関連の学系に限らず、入学が可能となった⁽¹⁰⁰⁾。運動績優生に対する措置においては、各大学の権限の拡大が見られる。

(8) 障がい者

1990年代末から自閉症児の保護者団体などの働きかけによって、2000年から視覚や聴覚に障がいのある者だけでなく、他の障がいのある者に対しても独自の選抜方法が設けられるようになった⁽¹⁰¹⁾。また、各大学によって独自に障がい者に対する補助等を行うことが推奨されるようになっただけでなく、次の時期のことにはなるが、2025年度からは、各大学は必ず障がいのある者に対して入学枠を用意しなければならないことが定められている⁽¹⁰²⁾。

すなわち、障がい者の権利保障が進むにつれ、障がい者に対して統一した規定を設けるとともに、各大学によってより柔軟に対応することによって、特別な措置が拡大する傾向にある。

(9) 離島学生

離島と本島間の格差是正の推進を目的に定められた「離島建設條例」において⁽¹⁰³⁾、2002年の修正で離島における教育と文化の保護のために人材育成の支援を行うことが盛り込まれたことを受け、同年に「離島地區學生保送高級中等以上學校辦法」が制定され、離島学生に対する措置が行われるようになった⁽¹⁰⁴⁾。ここでは、離島地区に籍があり、離島地区で一定年数以上の教育を受けた学生の中から推薦を与え、各大学の入学者選抜に参加できるようにする措置がとられた。離島学生に対して設けられる追加定員は、各大学が自由に設置するのではなく、各地区の政府がそれぞれの地区における人材育成のニーズをふまえ、各学系における定員確保を要求する形で設けられた。また、こうした離島学生に対する措置は、入学者選抜方法の多様化を

経た後も「申請入学」の中で同じ形式で維持された⁽¹⁰⁵⁾。

以上のように、離島学生に関する特別措置は、離島と本島間の格差是正という社会包摂的な観点をふまえ、離島における人材不足を補うという点から行われた措置であり、学生募集については各大学にそれほど権限はなく、離島地区の意向が反映されたものとなっている。

(10) 成績優秀学生

2004年に台湾が初めて団体として国際科学オリンピックに参加したことを受け、優秀な成績を発揮することを奨励するために、同年に成績優秀学生について「参加国際数理学科オリンピック競技及国際科学展覧成績優良学生入学優待辦法」が定められた⁽¹⁰⁶⁾。特に、国際科学オリンピックなどに参加しメダルを獲得するなどの好成績を収めた学生を対象に、推薦入学などによって関連する学系に入学できることが定められた。成績優秀学生の受け入れについては、医学系については各大学で規定を定められるとされたものの、それ以外の学系については、大学は教育部の審査を通過した者は受け入れなければいけないことが定められた⁽¹⁰⁷⁾。

(11) 重大災害地区学生

重大災害地区学生に対する措置は2005年に出された「重大災害地区学生入学優待辦法」で定められた。重大な災害によって学校教育が正常に行えなかった地区の学生については、公平性の観点から追加定員を設け、総点の加点などの方法を大学学生募集委員会連合（原語は「大學招生委員會聯合」）において考慮して定めることが決められた⁽¹⁰⁸⁾。

(12) 境外優秀科學技術人才の子女

境外優秀科學技術人才の子女については、2005年に「境外優秀科學技術人才子女來臺就學辦法」が定められた。この措置は、「科学技術基本法」に基づいて定められており、海外から台湾に来て研究等に従事する者の子女に対する措置として設けられた。具体的には、外交人員等の子女と同様に、台湾に来てからの期間に基づいて「試験分配入学」において追加定員を設けて加点措置を行うことや、その他の入学者選抜に参加する際には各機関で配慮することが定められた⁽¹⁰⁹⁾。ただし、明示的に措置を定めている大学はそれほど見られない。2005年に設けられて以来、「試験分配入学」において加点措置を受けた者はまだ確認できていないものの⁽¹¹⁰⁾、発展のために重要な人材に対する補助としてこの措置は維持されている。

2-5. 発展期

最後に、2010年代後半から現在までの時期（発展期）の状況を確認する。この時期は、新たな入学者選抜方法として特別人材選抜が導入されたことで各大学の権限が拡大されたとともに、特別な措置が設けられるグループがさらに増加した時期である。なお、2010年代前半までの第二修正期に設けられた特別措置については現在まで大きな変化が見られないため、ここではそれらの動向には言及せず、この時期に新たに導入された入学者選抜方法を中心に、個々のグループに対する措置について整理する。

(1) 特別人材選抜

2015年から新たな選抜方法として特別人材選抜が導入され、2018年から正式な選抜方式として実施されるようになった。この選抜方式は、大学や学系によって異なるものの、特殊な才能を持つ者だけでなく、海外経験のある台湾の学生、新住民や経済的なマイノリティなどの

異なる教育経歴や社会経済背景を持つ者に開かれた選抜方式であり、個人の能力や適性に合わせて理想の大学に入学できるという教育部が目指してきた方式であるとされている⁽¹¹¹⁾。また、各大学に大きな権限が与えられた入学選抜方式でもある。

この方式では、特殊な能力や特殊な教育経歴があることによって通常の入学選抜では適切に選抜することが困難な対象について、各大学が学生募集に関する計画を教育部に提出し、承認を受ければそれぞれが定めた対象に対して学生募集を行うことが可能である⁽¹¹²⁾。各大学や学系によって募集する対象は異なるものの、特殊な才能や能力を持つ者、海外の台湾学生、新住民やその子女、実験教育学生、経済的マイノリティの学生、海外における学歴を持ち国際的に信用度の高い試験成績を持っている者、大学が所在する地域の学生などについて、それぞれの大学が独自に学生募集の対象や方法を定めている⁽¹¹³⁾。

（２）新住民学生

新住民については、2020 年より「新住民就讀大學辦法」が定められており、近年特別な措置が整備されるようになった⁽¹¹⁴⁾。帰化していない新住民については外国学生や僑生として受験できるものの、帰化した場合であれば、台湾の高校で教育を受けていなかったとしても台湾の学生と同じ基準で受験することになるという状況をふまえ⁽¹¹⁵⁾、各大学が独自に学生募集方法を設定して、追加定員を設けて新住民学生を募集できるようにされた。つまり、新住民学生については、特別人材選抜以外でも各大学によって独自に試験を設けることが可能となった。

（３）願景計畫生

2021 年より願景計畫生として、経済的マイノリティを主な対象とする特別な措置が導入されている⁽¹¹⁶⁾。高等教育資源の少ない地域に位置する国立大学を中心に各大学や学系で追加の定員が設けられ、離島生や原住民学生と同様に申請入学方式において、第一段階に合格できなかったとしても第二段階の選抜に参加可能であり、第二段階の選抜で合格できなかった場合には追加定員内で改めて選抜されるという方式がとられることとなった。ただし、願景計畫生の定義については、各大学で考慮してそれぞれ異なる経済基準を定めたり、新住民等のマイノリティを含めたりすることが可能であり⁽¹¹⁷⁾、大学に一定程度調整の権限が与えられている。

（４）資安人材

国家発展という観点から政府からの育成の要求に応える形で、教育部においても資安人材（情報セキュリティ人材）育成に向けた政策が盛んにとられるようになった⁽¹¹⁸⁾。大学入学選抜の中で、特別人材選抜においても、資安人材に対して募集することが可能とされた。どの学系に追加定員を設けるのか、どのような方法で選抜するのかといったことについて大学独自に定められるようになっており、各大学によって様々な選抜方法がとられている⁽¹¹⁹⁾。

3. 考察

ここまで台湾における大学入学選抜制度及びその制度においてとられた特別措置の歴史的変遷についてみてきた。

大学入学選抜制度の変遷を改めて確認すれば、最初の大きな変化は 1954 年から連合募集方式が導入されたことである。それ以降 1990 年代半ばにかけて、連合大学入学試験に基づく統一的な仕組みによる学生募集が行われた。この間、1976 年には教育部が大学入学試験委員会を

設置し、この方式の公的な性格が確立された。この方式は、中等教育の受験教育化といった弊害をもたらしたり学生の希望と進路のミスマッチを生んだりするとの指摘もなされたが、学力水準や公平性の維持、学生や大学の負担の軽減などの点では肯定的に評価された。

次の大きな変化は1990年代に生じた。具体的には、連合募集方式の再検討を経て、1つは連合大学入学試験の廃止と「大学多元入学新方案」と呼ばれる選抜方法の導入であり、もう1つは推薦入学制度と「申請入学」制度の導入である。大学教育を受けるのに必要な能力を備えているかどうかを検査する学科能力テストが導入されると同時に、学力試験成績とともに口述試験・面接試験、提出資料の審査、個別の学科試験など多様な指標を用いて、各大学・募集単位で個別に選抜を行う方法が採用された。特に後者の選抜方法については、1990年代以降における大学の自主権の拡大の動きとも関連して、各大学・募集単位に学生募集に関するより大きな権限を与える点で、それまでとは大きく異なる状況をもたらすことになった。2007年に導入された「繁星計画」も同様である。そして今日まで、政府は依然として基本的な制度設計を行うものの、それをふまえて、各大学・募集単位が自らの理念や戦略に基づいて学生を募集する選抜方法を選択するとともに、それぞれの方法において適切だと考える指標を採用するようになっている。学力筆記試験を核とする「試験分配入学」を通じて大学に入学する者の比率は低下してきており、各大学の学生募集に関する権限はより大きく認められてきているのである。

こうした大学入学者選抜制度の変化をふまえつつ、どのような特別措置がとられてきたのかについて5つの時期区分ごとにまとめると、次のようになる。まず、第1の移転期である1950年代初めまでの特別な措置については、中華民国期の意識が反映された措置が台湾でも継続された措置として捉えることができる。この時期に見られた、僑生、蒙藏生、山地生、退役軍人に対する措置は、それぞれのグループを中華民国政府に惹きつけようとする政治的な意図のもとで、政府が中心になって設けられていた。

第2の定着期（1950年代後半から1980年代前半まで）には、政治的な目的が強く影響した措置を中心に拡大した。国内の安定的な統治や国際関係における台湾の立場の確立という政治的な目的のもとで、各グループの異なる経歴や教育経験に対する措置が設けられた。同時に運動績優生のように、優れた能力を奨励する形での措置も設けられた。また、教育的観点からの措置として、障がい者に対する配慮措置が、限定的であるものの設けられるようになった。特別措置の方法に着目すると、統一入学試験では合格ラインの引き下げなどを行うことによって配慮したり、統一大学入学試験を用いない入学者選抜の方法を設けたりすることで進学しやすくする措置が行われていた。措置を受ける対象や学生募集の方法は、政府によって統一的に定められており、各大学にはほとんど権限が与えられていなかった。

第3の時期とした第一修正期（1980年代後半から1990年代前半まで）になると、公平性の観点から措置が見直されるとともに、多様な文化への配慮やこれまでに形成されてきた格差を是正するという社会的包摂の観点が含まれるようになった。特に、原住民族生や蒙藏生に対する措置については、政府への惹きつけという従来の目的から、多様な文化に配慮することによって新たな社会秩序を形成するという国家的戦略の側面も持つようになった。同時に、外交人員等の子女や運動績優生については、政治的観点が薄まって、教育的背景の格差は正や奨励のための措置に変容し、教育的観点から行われる措置だと位置づけ直された。しかし、僑生や港

漢生、退役軍人のように外交や経済等の政治的な観点から引き続き重視されたグループも存在した。措置の方法については、この時期にも統一の大学入学試験における加点措置や、統一の大学入学試験以外の方法による入学選抜方法が見られたが、いずれも大学には権限が与えられていなかったため、各大学は措置の内容や対象について決定することができなかった。

第4の時期である第二修正期（1990年代後半から2010年代前半まで）は、特別な措置については追加定員を設ける形式にすることで一般生との公平性を保てるように修正したうえで、全体的に措置が拡大された時期である。重大災害地区の学生などのように教育的な観点から新たな措置が設けられただけではなく、境外優秀科学技術人材の子女のように経済的な発展などと強く結びつけられた、政治的な観点が強い措置も拡大された。同時に、措置に関する権限について確認すると、依然として教育部によって規定されている部分が多いものの、いくつかの措置については大学に権限の一部が移された。1990年代後半から、僑生の海外連合試験のように大学によって組織された委員会が学生募集の方法を定めたり、運動績優生に対して各大学が独自に学生募集することを可能にしたりするなど、各大学の権限の拡大が見られるようになった。また、原住民族生や僑生のようなグループについては、政府によって統一的に定められた措置に加えて、新たに各大学が募集方法を定めることができるようになった。

最後の発展期（2010年代後半から現在まで）では、教育的な観点からの配慮措置が拡大傾向にある。海外の台湾学生や経済的マイノリティなど、多様な背景によって生じうる不利に配慮したり、現行の入学選抜では評価しにくい部分を適切に評価したりすることを目的に、新たな措置が導入されている。また、新たに情報セキュリティ人材の育成のための特別な措置が設けられるなど、政治・経済的な目的に影響を受けた特別措置も引き続き新設されている。つまり、国家的な観点から設けられている措置と、個人への観点から設けられている措置が依然として混在しながら発展していると言える。措置の権限について確認すると、特に教育的観点からの措置において、大学に権限が設けられる措置の拡大が見られる。新たに導入された特別人材選抜の場合、特別な才能や特殊な教育背景を持つ人びとに配慮するという点は教育部によって定められているものの、その具体的な定義については各大学に任されており、選抜の方法や学生の受け入れ先についても各大学が決定する。また、政治経済的観点から設定された措置についても、各大学で部分的に権限を持つことができるようになっている。

以上の、特別措置に関する歴史的な展開は、図1及び図2のようにまとめることができる。

図1は、現在までとられてきた特別措置について、措置の目的（教育的、国家戦略かつ社会包摂的、国家戦略かつ政治・経済的）と、各大学に与えられている権限の強さ（統一的・自治的）に着目して分類したものである。①～⑤はこれまで述べてきた時期区分と対応している。また、権限の強さについて境界線上に配置したものは、統一的に規定されている部分と各大学が権限を持っている部分が併存していることを表している。なお、各区分に配置されている措置については枠内の相対的な位置に特別な意味はない。一方、図2は、図1をふまえて、5つの時期区分を経るに従って特別措置がどのように変化してきたのかを示したものである。

これらの図、特に図2をもとに台湾の大学入学選抜における特別措置の歴史的展開を概観すれば、次のようになる。まず、第1の時期である移転期は、国家戦略かつ政治的・経済的な意図をもった措置が政府によって統一的に設けられており、第2の時期である定着期へ移行

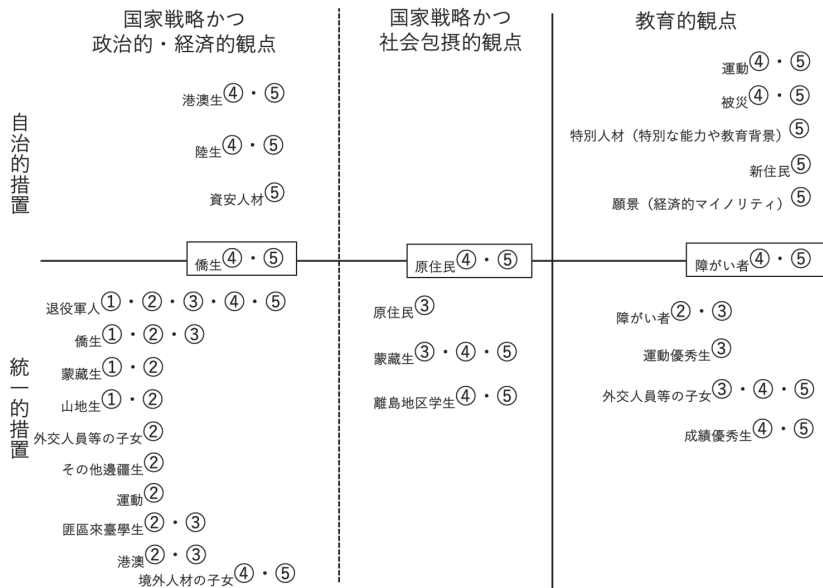


図 1 各時期における特別措置の分類

出典：筆者作成。

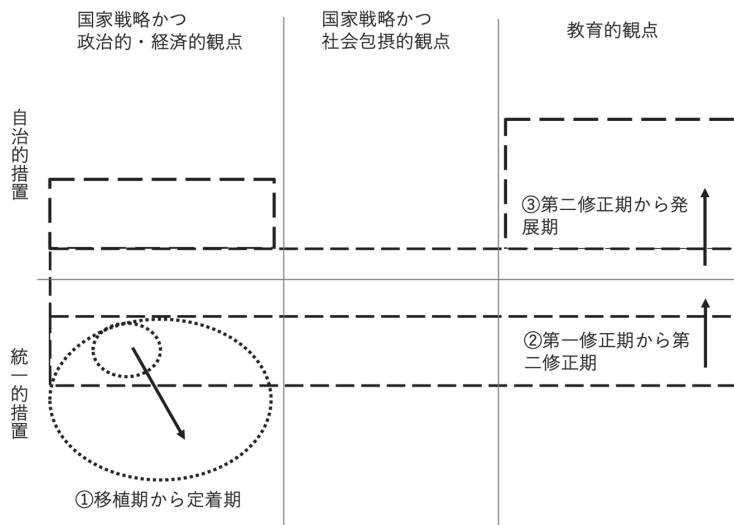


図 2 時期区分に基づく特別措置の変化の動向

出典：筆者作成。

しても、主要な特別措置は前の時期と同様、国家戦略かつ政治的・経済的な意図をもって政府が統一的に設けていた。ただし、第 1 の時期に比べると特別措置の対象は増加している。

それが、1980年代半ばを画期として第3の時期（第一修正期）に移ると、様相を大きく変える。政府が自らの権限によって統一的に設定している点に変化はないが、これまでの時期には国家戦略かつ政治的・経済的な意図をもっているとみなされた措置のうち、国家戦略かつ社会包摂的な意図をもつ、あるいは教育的な意図をもつとみなされるものが現れた。つまり、この時点で、特別措置はその設置意図の点で多様化へと舵を切ったと言えるだろう。

さらに、1990年代半ばで区分される第3の時期（第一修正期）から第4の時期（第二修正期）にかけては、異なる意図をもつとみなされる多様な特別措置が新たに導入されるとともに、特別措置の実施に関する権限について、各大学の権限が拡大されたことで、特別措置の種類やあり方がいっそう多様化することになった。その後、第5の時期（発展期）になると、第4の時期に設けられた特別措置が維持されつつ、いくつかの特別措置が新たに加わっている。それらは基本的に、教育的な意図をもち、各大学の権限に基づいて実施されるものである。

こうした大学入学選抜制度及び特別措置の展開からは、次の点を指摘することができる。第一に、台湾の歴史的な経緯とあわせて考えると、それらの展開と政治体制や社会の動きとは関連が認められる。1980年代半ばまでは、大学入学選抜では公的な性格をもった連合募集方式が採用され、特別措置は国家戦略かつ政治的・経済的な意図をもって政府が統一的に設けていたが、その背景として国民党政府が台湾に移転して権威主義的な体制を敷いたことを指摘することができるだろう。また、1980年代後半以降は、大学入学選抜では連合募集方式の見直しに向けた検討が行われ、特別措置では国家戦略かつ社会包摂的な意図をもつ、あるいは教育的な意図をもつとみなされるものが見られるようになった。その背景には、民主化の動きの中で、政府が政治的・経済的な意図をもって統一的に政策を推し進めようとするところへの異議申し立てや、社会の多様なグループに配慮する必要があるという意識の高まりがあったと考えられる。第二に、そうした変化が見られるにも関わらず、国家戦略かつ政治的・経済的な意図をもつとみなされる特別措置は維持されている。当初のように政府が統一的に推し進める場合はもちろんだが、大学に権限が与えられた状況において、高等教育政策によって大学の発展戦略が国の戦略と同じ方向性をもつようなときには、個別の大学がそうした意図をもつ特別措置を自ら選んで実施することがあり得ることが示唆されている。他方で、第三に、社会的包摂的な意図をもつ特別措置については、大学により大きな権限が与えられた現在でも、政府が統一的に定める形式が主流となっていて、他の意図をもつ特別措置のように個別大学に任せることが少なくなっている。この点は、社会包摂的な措置は確実に実施する必要があることから、政府が統一的に対応するように進められていると考えられる。

このように、台湾の大学入学選抜における特別措置は、政治体制や社会の動きを反映しながらその目的や対象を多様化し拡大する一方、特定の意図をもった措置についてはそうした政治体制や社会の変化に関わらず維持されてきているのである。

おわりに

本稿では、台湾を対象として、社会的な関心事であり公平性や公正さが求められる大学入学選抜制度及びその制度においてとられた特別措置の歴史的変遷を検討するとともに、その特徴について考察した。そして、台湾の大学入学選抜制度は、政府が集中的な権限を有してい

た時期には統一的な枠組みとして連合募集方式が採用されて、基本的には連合大学入学試験の成績によって入学者決定が行われ、その後、社会の民主化の動きや大学の自主権の拡大などを反映して、選抜方法の多様化が進み、政府による基本的な枠組みの設定は変わらないものの、その中で、選抜で用いられる指標が多様化し、個別大学には学生募集に関するより大きな権限が与えられるようになったことを確認した。また、こうした制度の変遷をふまえて、大学入学者選抜における特別措置の変遷を検討することを通じて、その目的や対象が時代とともに変化し拡大していること、その変化は政治体制や社会の動きと結びついていると考えられること、同時に特定の意図をもつ措置はそうした変化に関わらず維持されていることなどを指摘した。台湾の大学入学者選抜における特別措置に関するこれまでの研究では格差是正を目的とする措置に着目することが多かったが、本稿では、それにとどまらない多様な特別措置を取り上げて歴史的展開を概観することで、大学入学者選抜制度及びその制度においてとられた特別措置と政治体制や社会の動きとの関係性について具体的に、また包括的に明らかにすることができた。こうした視点は、他の国や地域における大学入学者選抜制度の機能や役割を理解したり検討したりする際にも有用であると考えられる。

他方で、本稿では文献調査によって特別措置の種類や対象、内容を分析したが、それらの措置がどのように作用し入学者選抜にどのような影響をもたらしたのかとか、1990年代後半以降個別大学が権限をもつようになる中でそれぞれの大学がどのような考えに基づいてどのように特別措置を実施しているのかといった実態にまで踏み込むことができなかった。実際の運用までを含めた検討により政治体制や社会の動きとの関係性をより明確にすることを今後の課題としたい。

【注】

- (1) 中島直忠編『世界の大学入試』時事通信社、1986年、31-46頁。
- (2) 同上。
- (3) 文部科学省「令和7年度大学入学者選抜実施要項」。https://www.mext.go.jp/content/20240605-mxt_daigaku02-000010813-3.pdf (2024年8月30日最終確認)
- (4) 「入学者の多様性確保に向けた選抜について」。https://www.mext.go.jp/content/20240801-mxt_daigaku02-000037448_15.pdf (2024年8月30日最終確認)
- (5) 南部広孝『東アジアの大学・大学院入学者選抜制度の比較—中国・台湾・韓国・日本』東信堂、2016年、7-8頁。
- (6) 石井光夫「東アジアの大学入試改革—多様化と「基礎学力」保証の両立は可能か—」宮本友弘編『変革期の大学入試』（東北大学大学入試研究シリーズⅢ）金子書房、2020年、165-186頁、陳那森「大学入学者選抜における共通テストの効果と限界—台湾の場合を事例として—」『関西国際大学研究紀要』第11号、2010年、221-232頁、南部広孝「台湾」石井光夫『東アジアにおける「入試の個性化」を目指した大学入試改革の比較研究』（平成18年度文部科学省先導的大学改革推進委託事業「受験生の思考力、表現力等の判定やアドミッションポリシーを踏まえた入試の個性化に関する調査研究」報告書第2分冊 研究代表者：石井光夫）東北大学、2007年、145-194頁、南部広孝「台湾の大学入学者選抜における「繁星計画」の導入と展開」『大学論集』第39集、広島大学高等教育研究開発センター、2008年、129-144頁、南部、同上書、2016年、日暮トモ子・石井光夫「台湾の大学入試改革と学力保証」『東北大学高度教養教育・学生支援機構紀要』第1号、2015年、23-35頁、劉語霏「大学入学者選抜制度」小川佳万・南部広孝編『台湾の高等教育—現状と改革動向—』（高等教育研究叢書95）広島大学高等教育研

南部：台湾の大学入学者選抜における特別措置に関する考察

究開発センター、2008 年、23-34 頁。

- (7) 小川佳万「台湾の大学入試における格差は正措置」小川佳万編『アジアの大学入試における格差は正措置』（高等教育研究叢書 135）広島大学高等教育研究開発センター、2008 年、57-68 頁。
- (8) 羅立祝「海峡兩岸高考加分政策之比較」『教育与考試』4、2007 年、30-39 頁。
- (9) 丘愛鈴「我国大学聯招政策變遷之研究（1954-1997）」（博士論文）国立台湾師範大学、1998 年。
- (10) 教育部主管法規查詢系統 歷史法規「教育部特種生加分優待法規共同處理原則」。
<https://edu.law.moe.gov.tw/LawContentHistory.aspx?hid=664&id=FL036154>（2024 年 9 月 1 日最終確認）
- (11) 大塚豊『現代中国高等教育の成立』玉川大学出版部、1996 年、302-303 頁。
- (12) 李海績・鄭新蓉主編『台湾教育概覽』九州出版社、2003 年、145-146 頁。
- (13) 同上書、146-147 頁。
- (14) 同上書、147-150 頁。
- (15) 南部、前掲論文、2007 年、148-149 頁。
- (16) 中華民國大学入学考試中心『我国大学入学制度改革建議書—大学多元入学方案』中華民國大学入学考試中心、1992 年、5-6 頁。
- (17) 南部、前掲論文、2007 年、150 頁、154-157 頁。
- (18) 同上論文、150 頁。
- (19) 南部、前掲論文、2008 年、135-139 頁。
- (20) 大学招生委員會聯合會・大学甄選入学委員會『101 學年度大學甄選入学「繁星推薦」招生簡章彙編』大学招生委員會聯合會・大学甄選入学委員會編印、2011 年に掲載されている各大学の条件を整理した。
- (21) 南部広孝「高等教育行政」小川・南部編、前掲書、2008 年、69-77 頁。
- (22) 大学問「入学管道 特殊選才」。<https://www.uncws.com.tw/School/Method/8>（2022 年 8 月 17 日最終確認）
- (23) 教育部教育統計処編『中華民國教育統計 民国九十三年版』教育部、2004 年、41-2 頁。
- (24) 教育部『教育統計 2023 年版』教育部、2023 年、49 頁。
- (25) 篠原清昭『台湾における教育の民主化—教育運動による再帰的民主化』ジダイ社、2017 年、79 頁。
- (26) 王本尊「中国華僑教育概論」周南京編『華僑華人百科全書 総論卷』中国華僑出版社、2001 年 a、595-596 頁。
- (27) 王本尊「台湾地区華僑教育概論」同上書、2001 年 b、620 頁。
- (28) 教育部教育年鑑編纂委員會編『第三次中華民國教育年鑑』正中書局、1957 年、984 頁。
- (29) 同上書、957 頁。
- (30) 同上書、917 頁。
- (31) 同上書、957 頁。
- (32) 同上書、953 頁。
- (33) 同上書、936 頁。
- (34) 教育部教育年鑑編纂委員會編『第四次中華民國教育年鑑』正中書局、1974 年、1461 頁。
- (35) 教育部教育年鑑編纂委員會編、前掲書、1957 年、1129-1130 頁。
- (36) 同上書、1130 頁。
- (37) 同上書、1144 頁。
- (38) 久保慶一「権威主義体制における議会と選挙の役割」『アジア経済』54 卷 4 号、2013 年、2-10 頁。
- (39) 王、前掲論文、2001 年 b、622 頁。
- (40) 同上論文、621-622 頁。
- (41) 同上論文、622-623 頁。
- (42) 同上論文、623 頁。
- (43) 教育部教育年鑑編纂委員會編、前掲書、1957 年、985 頁。
- (44) 教育部教育年鑑編纂委員會編、前掲書、1974 年、987 頁。
- (45) 教育部教育年鑑編纂委員會編『第五次中華民國教育年鑑』正中書局、1987 年、1738 頁。

- (46) 教育部教育年鑑編纂委員會編、前掲書、1974 年、1462 頁。
- (47) 丘、前掲論文、1998 年、71 頁。
- (48) 教育部教育年鑑編纂委員會編、前掲書、1974 年、1463 頁。
- (49) 教育部教育年鑑編纂委員會編、前掲書、1987 年、1688 頁。
- (50) 丘、前掲論文、1998 年、71 頁。
- (51) 同上論文、72 頁。
- (52) 同上論文、73 頁。
- (53) 同上。
- (54) 教育部教育年鑑編纂委員會編、前掲書、1987 年、1768-1770 頁。
- (55) 丘、前掲論文、1998 年、76 頁。
- (56) 同上論文、75 頁。
- (57) 同上論文、75 頁、189 頁。
- (58) 教育部教育年鑑編纂委員會編、前掲書、1974 年、1333 頁。
- (59) 政府公報資訊網 轉發「各公私立中等學校體育成績優良學生保送升學辦法」。
<https://gaz.ncl.edu.tw/detail.jsp?sysid=E0915005> (2024 年 9 月 1 日最終確認)
- (60) 教育部教育年鑑編纂委員會編、前掲書、1974 年、1335 頁。
- (61) 丘、前掲論文、1998 年、190 頁。
- (62) 教育部教育年鑑編纂委員會編『第七次中華民國教育年鑑』正中書局、2012 年、280 頁。
- (63) 政府公報資訊網 檢送「教育部 64 年度盲聾學生升學大專院校甄試辦法」及「商討教育部 64 年度盲聾學生升學大專院校甄試辦法草案會議紀錄」。
<https://gaz.ncl.edu.tw/detail.jsp?p=0,1.78876735E8> (2024 年 9 月 1 日最終確認)
- (64) 丘、前掲論文、1998 年、184-185 頁。
- (65) 同上論文、186 頁。
- (66) 同上論文、188 頁。
- (67) 同上。
- (68) 同上。
- (69) 僑務委員會編『各國僑務機關概況』僑務委員會、2018 年、9 頁。
- (70) 政府公報資訊網 發布「臺灣地區山地族籍學生升學優待辦法」。
https://teric.naer.edu.tw/wSite/ct?mp=teric_b&xItem=1800495&ctNode=645 (2024 年 9 月 1 日最終確認)
- (71) 全國法規資料庫「原住民學生升學保障及原住民公費留學辦法」沿革。
<https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawHistory.aspx?pcode=H0020031> (2024 年 9 月 1 日最終確認)
- (72) 丘、前掲論文、1998 年、187 頁。
- (73) 全國法規資料庫 歷史法規 「蒙藏學生在台升學臨時辦法」。
<https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawOldVer.aspx?pcode=H0090001&lnndate=20010619&lser=001> (2024 年 9 月 1 日最終確認)
- (74) 丘、前掲論文、1998 年、187 頁。
- (75) 同上論文、189 頁。
- (76) 同上論文、190 頁。
- (77) 同上。
- (78) 同上。
- (79) 趙麗華・王天苗「身心障礙學生升大學甄試簡章之分析研究」『特殊教育與復健學報』16、2006 年、1-24 頁。
- (80) 黃彥融「從教育機會均等觀點探討我國身心障礙學生升大學甄試政策」『特教論壇』16、2014 年、46-61 頁。
- (81) 教育部主管法規查詢系統 歷史法規「教育部特種生加分優待法規共同處理原則」。
<https://edu.law.moe.gov.tw/LawContentHistory.aspx?hid=664&id=FL036154> (2024 年 9 月 1 日最終確認)

南部：台湾の大学入学者選抜における特別措置に関する考察

- (82) 海外聯合招生委員會「認識本會 本會介紹」。<https://cmn-hant.overseas.ncnu.edu.tw/about-us/introduction-of-the-organization/> (2024 年 9 月 1 日最終確認)
- (83) 國立暨南國際大學「歷史沿革」。https://www.lib.ncnu.edu.tw/ncnu_his/index.php/historical-development-tw (2024 年 9 月 1 日最終確認)
- (84) 教育部教育年鑑編纂委員會編、前掲書、2012 年、683 頁。
- (85) 教育部『高等教育輸出—擴大招收境外學生行動計劃』2011 年、1-2 頁。
- (86) 「【社區簡訊】2012 學年度海外僑生返台升讀大學即日起受理申請」大紀元 2011 年 12 月 14 日。
<https://www.epochtimes.com/b5/11/12/14/n3457003.htm> (2024 年 9 月 1 日最終確認)
- (87) 教育部部史「重大教育政策發展歷程 擴大招收境外學生」。
<https://history.moe.gov.tw/Policy/Detail/65c8d6ab-b77e-45b9-a892-3a14d968b16a> (2024 年 9 月 1 日最終確認)
- (88) 丘、前掲論文、1998 年、190 頁。
- (89) 吳秀玲・王智盛・蔡健智・任柏融『陸生來臺政策之評估政策白皮書』國立臺灣大學公共政策與法律研究中心 101 年度研究計畫案、2013 年、22-23 頁。
- (90) 大學校院招收大陸地區學生聯合招生委員會「大學校院招收大陸地區學生聯合招生委員會組織章程」。
<https://rusen.stust.edu.tw/cpx/member.html> (2024 年 9 月 1 日最終確認)
- (91) 大專校院境外學生輔導人員支援體系計畫辦公室『大陸地區學生臺灣就學指南』2019 年、2 頁。
- (92) 全國法規資料庫 歷史法規所有條文「原住民學生升學優待及原住民公費留學辦法」。
<https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawOldVer.aspx?pcode=H0020031&lnndate=20060908&lser=001> (2024 年 9 月 1 日最終確認)
- (93) 王雅萍編『中華民國原住民族教育年鑑 1945-2018 (紙本印刷版) 分章版』教育部、2020 年、239-300 頁。
- (94) 陳威任「大學提外加名額 供原民摘星」2009 年 12 月 3 日 台灣原住民族資訊資源網。
https://www.tipp.org.tw/news_article.asp?F_ID=15590&PageSize=15&Page=3769&startTime=&endTime=&FT_No=&NSubject_No=&SelectSubject=&Subject_No=&SubSubject_No=&TA_No=&Orderby=&KeyWords=&Order=&IsSelect= (2024 年 9 月 1 日最終確認)
- (95) 「蒙藏生人數少 升學優待仍在」大紀元 2013 年 8 月 24 日。
<https://www.epochtimes.com/gb/13/8/24/n3948405.htm> (2024 年 9 月 1 日最終確認)
- (96) 「立院廢止組織法 蒙藏委員會走入歷史」中央社、2017 年 11 月 28 日。
<https://www.cna.com.tw/news/firstnews/201711280072.aspx> (2024 年 9 月 1 日最終確認)
- (97) 鉅銀・尹祚芊・李炳南「國軍志願役退伍官兵就業安置成效之檢討」乙案之調查報告、監查院調查報告、2013 年。<https://www.cy.gov.tw/CyBsBoxContent.aspx?n=133&s=2447> (2024 年 9 月 1 日最終確認)
- (98) 全國法規資料庫 歷史法規所有條文「退伍軍人報考專科以上學校優待辦法」。
<https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawOldVer.aspx?pcode=H0020014&lnndate=20040114&lser=001> (2024 年 9 月 1 日最終確認)
- (99) 全國法規資料庫 歷史法規所有條文「政府派赴國外工作人員子女返國入學辦法」。
<https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawOldVer.aspx?pcode=H0020017&lnndate=20050531&lser=001> (2024 年 9 月 1 日最終確認)
- (100) 例えば、2024 学年度の国立中央大学では、スポーツの種別及び性別ごとに各募集単位において追加定員が設けて単独募集が行われており、バスケットボールについては女子に対して英米文学系や物理学系などにおいてそれぞれ 1 名の定員が設けられている (国立中央大学招生資訊網「運動績優」招生管道」。<https://admission.ncu.edu.tw/zh-TW/content/75/12> (2024 年 9 月 1 日最終確認))。
- (101) 趙・王、前掲論文、2006 年、2-3 頁。
- (102) 教育部 即時新聞「身心障礙學生升學輔導辦法修正通過，保障身心障礙學生就學權益」。
https://www.edu.tw/News_Content.aspx?n=9E7AC85F1954DDA8&s=1E9483D4DB1CBD2A (2024 年 9 月 1 日最終確認)
- (103) 全國法規資料庫 立法歷程「離島建設條例」。

- <https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawHistory.aspx?pcode=A0030121> (2024 年 9 月 1 日最終確認)
- (104) 全國法規資料庫 歷史法規所有條文「離島地區學生保送高級中等以上學校辦法」。
<https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawOldVer.aspx?pcode=H0060018&lnndate=20021107&lser=001> (2024 年 9 月 1 日最終確認)
- (105) 「113 學年度大學申請入學招生簡章總則」において離島生の身分として参加し、特別な措置を受けることが可能であると定められている(大學招生委員會聯合會 大學甄選入學委員會 113 申請入學「113 學年度大學申請入學招生簡章總則」。https://www.cac.edu.tw/apply113/appform_1.php (2024 年 9 月 1 日最終確認))。
- (106) 行政院公報資訊網「預告「參加國際數理學科奧林匹亞競賽及國際科學展覽成績優良學生升學優待辦法」第 9 條之 1 修正草案」。<https://gazette.nat.gov.tw/egFront/detail.do?metaid=1422&log=detailLog> (2024 年 9 月 1 日最終確認)
- (107) 全國法規資料庫「參加國際數理學科奧林匹亞競賽及國際科學展覽成績優良學生升學優待辦法」。
<https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawHistory.aspx?pcode=H0060021> (2024 年 9 月 1 日最終確認)
- (108) 全國法規資料庫「重大災害地區學生升學優待辦法」。
<https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawHistory.aspx?pcode=H0030035> (2024 年 9 月 1 日最終確認)
- (109) 全國法規資料庫「境外優秀科學技術人才子女來臺就學辦法」。
<https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcode=H0060024> (2024 年 9 月 1 日最終確認)
- (110) 大學考試入學分發委員會 下載專區 歷年資料下載 特種生錄取率分析表より確認。
<https://www2.uac.edu.tw/> (2024 年 9 月 1 日最終確認)
- (111) 教育部 即時新聞「107 學年度特殊選才招生正式上路 提供不同才能學生升學便利通」。
https://www.edu.tw/News_Content.aspx?n=9E7AC85F1954DDA8&s=BBC8CF8B9991946A (2024 年 9 月 1 日最終確認)
- (112) 許籐繼「均等?不均等?大學特殊選才制度實施的隱憂問題與解決之期許」『臺灣教育評論月刊』10、2021 年、10-16 頁。
- (113) 教育部「113 學年度大學辦理特殊選才招生」。
<https://srecruit.moe.edu.tw/index.php?c=srecruit&m=index> (2024 年 9 月 1 日最終確認)
- (114) 全國法規資料庫「新住民就讀大學辦法」。
<https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcode=H0030065> (2024 年 9 月 1 日最終確認)
- (115) 公共政策網路參與平臺 教育部公告:預告「新住民歸化後就讀大學以上學校辦法」草案「新住民歸化後就讀大學以上學校辦法草案總說明」。<https://join.gov.tw/policies/detail/44daa4e6-6e77-4999-8a2a-cb257eb8c52c> (2024 年 9 月 1 日最終確認)
- (116) 「教部願景計畫 國立大學每年外加千名弱勢生」公視新聞網、2020 年 9 月 22 日。
<https://news.pts.org.tw/article/494809> (2024 年 9 月 1 日最終確認)
- (117) 同上。
- (118) 教育部 即時新聞「資安人才培育成果展 產學社群共創新動能」2019 年 5 月 18 日。
https://www.edu.tw/News_Content.aspx?n=9E7AC85F1954DDA8&s=B31B2158187235AB (2024 年 9 月 1 日最終確認)
- (119) 「大學特殊選才資安外加第 2 年 名額增逾 3 成」中央社、2013 年 11 月 15 日。
<https://www.cna.com.tw/news/ahel/202311150137.aspx> (2024 年 9 月 1 日最終確認)

(南部広孝 教育社会学講座 教授)

(村田裕佳 比較教育政策学コース 修士課程 1 回生)

(廖于晴 国立台東大学教育学系 助理教授)

(受稿 2024 年 9 月 2 日、改稿 2024 年 11 月 18 日、受理 2024 年 12 月 19 日)

台湾の大学入学者選抜における特別措置に関する考察

南部 広孝・村田 裕佳・廖 于晴

大学入学者選抜は、大学に進学する者を選抜する制度として、当該社会における大学に対する社会的な期待や公平性や公正さに対する考え方が反映され、平等性が重視されると同時に、様々な背景から特定のカテゴリーを対象に設定して特別な措置が導入されることがある。本稿では、台湾を対象として、大学入学者選抜制度及びその制度においてとられた特別措置の歴史の変遷を検討するとともに、それらを俯瞰的に捉えることを通じてその特徴について考察した。その結果、大学入学者選抜制度は政治体制や社会の動きを反映して変化してきていることを確認した。また、大学入学者選抜における特別措置が時代によって目的や対象が変化し拡大していることを具体的に示すとともに、その変化は国の体制や社会の動きと結びついていると考えられること、同時に特定の意図をもつ措置はそうした変化に関わらず維持されていることを明らかにした。

A Study of Preferential University Admission Policy in Taiwan

NANBU Hirotaka, MURATA Yuuka, LIAO Yuching

As systems for selecting students who will enter universities, university entrance selection systems reflect societal expectations regarding universities, as well as notions of fairness and impartiality in their respective societies. Accordingly, preferential admission policies are sometimes introduced to target specific categories of students due to various circumstances. This paper examines the historical evolution of Taiwan's university entrance selection system and the preferential admission policies implemented within it, discussing their characteristics through a comprehensive overview. The findings confirmed that the university entrance selection system has been evolving in response to changes in the political system and social trends. The purposes and targets of preferential admission policies within the university admissions system have changed and expanded over time, and these changes are linked to national policies and social trends, while some measures with specific intentions are maintained regardless of these broader changes.

キーワード：台湾、大学入学者選抜、特別措置

Keywords: Taiwan, university admission, preferential admission policy